

大阪府河川周辺地域の環境保全等審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大阪府河川周辺地域の環境保全等審議会規則(平成28年大阪府規則第97号。以下「規則」という。)第10条の規定に基づき、大阪府河川周辺地域の環境保全等審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会の会議の前日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員(議事に関係のある専門委員を含む。)に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議 事)

第3条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

2 議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(議事要旨)

第4条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- 一 審議会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門委員の氏名
- 三 調査審議の内容

(答 申)

第5条 会長は、審議会の会議で議決のあったときは、速やかに答申を行わなければならない。

2 前項の答申は、書面をもって行う。

(部会の設置)

第6条 規則第6条第1項の規定により、審議会に置く部会は次のとおりとする。

名 称	担任する事務
安威川ダム環境改善放流検討部会	(1)安威川ダムの環境改善放流の技術的検討 (2)環境改善放流に関する課題

(部会の組織)

第7条 部会委員は、次に掲げるもののうちから、会長が指名する。

- 一 規則第2条第2項に掲げる者の中から任命された委員
- 二 規則第3条第2項に掲げる者の中から任命された委員

(部会部会長)

第8条 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

- 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の運営)

第9条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、第3項の規定により会議で議決のあったときは、速やかに議決の内容を会長に報告するとともに、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、都市整備部において行う。

附 則

この要綱は、平成25年 2月27日から施行する。

この要綱は、平成25年11月28日から施行する。

この要綱は、令和元年 7月19日から施行する。